

## 規制の事前評価書（簡素化 C）

法令案の名称：重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（警察官職務執行法の一部改正に係る部分）

規制の名称：加害関係電子計算機の管理者その他関係者に対する命令に関する規定の整備

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：警察庁長官官房企画課、サイバー警察局サイバー企画課

評価実施時期：令和7年1月

★ 本様式を利用するに当たり、下記要件viを満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

vi

(該当理由)

- 本改正案は、重大なサイバー攻撃のおそれがある場合に、サイバー危害防止措置執行官が関係者に対し危害防止のための措置を命ずることができることとするものである。
- この点、サイバー危害防止措置執行官による命令の対象となる関係者の範囲や当該命令の内容等については、当該サイバー攻撃の規模、態様等により大きく異なることから、事前評価を行うことに限界があるため。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
vi	規制の対象区域・内容が予測又は特定できないもの（様式2—③） ・ 災害発生時に発動される規制のように、災害の種類・程度により規制の対象区域・内容が大きく異なることから、事前評価を行うことに限界があるもの

## 【新設・拡充】

### ＜法令案の要旨＞（警職法改正案の概要）

- ・ 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案により改正されることとなる警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）（以下「改正警職法」という。）の規定に基づき、サイバー危害防止措置執行官は、情報技術を用いた不正な行為を生じさせる電気通信等又はその疑いがある電気通信等（以下「加害関係電気通信等」という。）を認めた場合であって、そのまま放置すれば人の生命、身体又は財産に対する重大な危害が発生するおそれがあるため緊急の必要があるときは、そのいとまがないと認める特段の事由がある場合を除きサイバー通信情報監理委員会の承認を得た上で、警察庁長官等の指揮を受けて、加害関係電気通信等の送信元等である電子計算機（以下「加害関係電子計算機」という。）の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置であって電気通信回線を介して行う加害関係電子計算機の動作に係るものをとることを命じ、又は自らその措置をとることができることとする。

### ＜規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因＞

- ・ サイバー空間は、今や全国民が参画し、重要な社会経済活動を営む、重要かつ公共性の高い場へと変貌を遂げ、あらゆる場面で実空間とサイバー空間の融合が進んでいる。こうした中、国内において拡大を続けるランサムウェアの感染被害では、サプライチェーン全体の事業活動や地域の医療提供体制に影響を及ぼす事例が確認されるとともに、学術関係者・シンクタンク研究員等を標的としたサイバー攻撃が明らかになるなど、サイバー空間をめぐる脅威は、極めて深刻な情勢が続いている。
- ・ こうした状況に拍車をかける要因として、サイバー攻撃は、相対的に露見するリスクが低く、攻撃者側が優位にある点が挙げられる。すなわち、複雑化・高度化する情報システムや情報通信ネットワークから脆弱性を完全になくすことは困難であるほか、攻撃者側はインターネットの特性を悪用し、攻撃の真の発信源を隠匿・偽装することが容易である。また、極めて巧妙な手口により被害者に被害発生認識すらさせないまま高度な攻撃や準備活動が行われ、被害の実態を把握することさえも困難であるとともに、仮に攻撃に利用されているサーバ等を特定できたとしても、その対応手段が限られているのが現状である。
- ・ こうした状況を踏まえ、サイバー空間の安全かつ安定した利用、特に国や重要インフラ等の安全等を確保するため、国家安全保障戦略（令和 4 年 12 月 16 日閣議決定）においては、我が国のサイバー安全保障分野での対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させることとされ、具体的には、武力攻撃に至らないものの、国、重要インフラ等に対する安全保障上の懸念を生じさせる重大なサイバー攻撃のおそれがある場合、これを未然に排除し、また、このようなサイバー攻撃が発生した場合の被害の拡大を防止するため、能動的サイバー防御を導入し、国、重要インフラ等に対する安全保障上の懸念を生じさせる重大なサイバー攻撃について、可能な限り未然に攻撃者のサーバ等への侵入・無害化ができるよう、政府に対し必要な権限が付与されるようにすることを含む必要な措置の実現に向け、検討を進めることなどとされたところである。

### ＜必要となる規制新設・拡充の内容＞

- ・ サイバー危害防止措置執行官は、上記の＜法令案の要旨＞に記載の要件を満たすときは、加害関係電子計算機の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置であって電気通信回線を介して行う加害関係電子計算機の動作に係るものをとることを命じることができることとする。

## 2 効果（課題の解消・予防）の把握

### 【新設・拡充】

- ・ 本改正により、重大なサイバー攻撃のおそれがある場合に、サイバー危害防止措置執行官が加害関係電子計算機の管理者その他関係者に対して必要な措置をとることを命ずることが可能となり、当該管理者等による当該命令に従った措置が実施されることにより、当該サイバー攻撃による人の生命、身体又は財産に対する重大な危害の未然防止・拡大防止を図ることが可能となる。
- ・ なお、当該サイバー攻撃による被害については、当該サイバー攻撃の規模、態様等により大きく異なるところ、これを防止することにより得られる利益等を定量化することは困難である。

## 3 負担の把握

### 【新設・拡充】

#### <遵守費用>

- ・ 改正警職法の規定に基づき、サイバー危害防止措置執行官が加害関係電子計算機の管理者等に対して必要な措置をとることを命じた場合、同者にはその命令に従う法的義務が生じることとなり、これに対応する事務的負担が発生する。
- ・ 当該措置については、例えば不正プログラムの消去やコンピュータのシャットダウン等が想定されるものの、当該命令の対象となる関係者の範囲や当該措置の具体的な内容については、サイバー攻撃の規模、態様等により大きく異なるため、当該負担を定量化することは困難である。

#### <行政費用>

- ・ 本改正により、サイバー通信情報監理委員会の事前承認等に係る事務が発生するが、殊更な行政費用は想定されない。

## 4 利害関係者からの意見聴取

### 【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

#### <主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 主な意見内容は以下のとおり。
- 武力攻撃事態に至らない状況下において、重大なサイバー攻撃による被害の未然防止・拡大防止を目的とした、攻撃者サーバ等へのアクセス・無害化を行う権限を政府に付与することは必要不可欠であり、我々が価値創造するための安全なサイバー空間を守る観点から極めて重要な取組。
- 新たな権限を制度化するに当たっては、既存の法執行システムとの接合性や連続性を意識しつつも、サイバー空間の特徴を踏まえた実効的な制度とすることが必要。
- 新たな制度の目的が、被害の未然防止・拡大防止であることを踏まえると、新たな権限執行について、緊急性を意識し、事象や状況の変化に臨機応変に対処可能な制度とすることが必要。
- 法形式としては、個別の要件を法定し、あらかじめ具体的な手法を法律上にメニューとして用意するという形の法制度ではなく、目前に存在する危険に対して、状況に応じた危害防止のための措置を即時的に実施

することを可能とする法制度とすべき。他方、こうした措置は、比例原則を遵守し、必要な範囲で実施されるものとする必要がある。

- 必要に応じて関係機関が相互に連携することを含め、危害防止のために臨機応変かつ組織的に対処する際に機能してきた警察官職務執行法を参考としつつ、その適正な実施を確保するための検討を行うべき。

#### <関連する会合の名称、開催日>

- ・ サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議  
第1回会議：令和6年6月7日（金）  
第1回アクセス・無害化措置に関するテーマ別会合：令和6年7月1日（月）  
第2回会議：令和6年7月8日（月）  
第2回アクセス・無害化措置に関するテーマ別会合：令和6年7月24日（水）  
第3回会議：令和6年8月6日（火）  
第3回アクセス・無害化措置に関するテーマ別会合：令和6年8月27日（火）  
第4回会議：令和6年11月29日（金）

#### <関連する会合の議事録の公表>

- ・ [https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cyber\\_anzen\\_hosyo/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cyber_anzen_hosyo/index.html)

## 5 事後評価の実施時期

### 【新設・拡充、緩和・廃止】

- ・ 本改正については、施行から5年以内の適切な時期に事後評価を実施する。